

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	一般社団法人静岡県社会福祉士会
所 在 地	静岡県静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合福祉会館 4階
評価実施期間	27年 7月20日～28年 3月21日
評価調査者番号	① H26-c005
	② H18-b001
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：岡崎保育園 (施設名)	種別：保育所
代表者氏名： (管理者) 園長 鈴木静香	開設年月日 昭和 56年 4月 1日
設置主体：社会福祉法人 松溪会 経営主体：社会福祉法人 松溪会	定員 120人 (利用人数)(148人)
所在地：〒431-0441 湖西市吉美 3294-136	
連絡先電話番号： 053 - 577 - 1234	FAX番号 053 - 577 - 1570
ホームページアドレス	http://www.shokeikai.or.jp/okaho

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事		
1) 放課後児童クラブ 2) 一時預かり事業 3) 休日保育事業 4) 子育て支援事業	入園進級式・避難訓練(月1回)おかほまつり、なかよし発表会、おとまり保育、七夕会、ひな祭り会、クリスマス会、運動会、もちつき会、お月見会、バス遠足、豆まき会、保育参加、卒園式、書き方教室、英語教室等		
居室概要	居室以外の施設設備の概要		
保育室は2歳～5歳児は年齢別、0歳、1歳児は、広めの保育室を収納家具で間仕切りしています。3～5歳児の保育室前の廊下を広くとりランチルームとしています。多目的ホール、放課後児童クラブ、地域活動室があります。	0歳～1歳時の保育室には調乳室、沐浴室、トイレが併設されています。トイレは園児用、多目的トイレを含めて13か所、プール、テラス、会議室、静養室、相談室、給食室(調理室)、食品庫、教材室があります。		
職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1	主任保育士	1
保育士	23	学童支援員	5

嘱託医	2	看護師	0
栄養士	1	調理員	2

2 評価結果総評

◆ 特に評価の高い点

- 中・長期計画が予算面も含めて作成されており、内容的には地域のニーズを把握し、外部環境特性や組織内部環境特性などの優先度などが分析され、それを踏まえた重点目標なども明記されたものとなっています。
- 安全管理では、歳児別の事故防止チェックリストが細かく作成されています。
- 隣接する特別養護老人ホームや地域住民との交流を積極的に行っており、子育て支援、育児相談、地域活動室の活用など、園が有する機能を地域に還元するなど地域交流、地域貢献活動に力を入れています。
- 子どもたちが自発的に活動するために、保育室の環境を整え、絵本や玩具を子どもたちの手の届くところに置いています。
- 保護者会や保育参観会だけでなく、子どもの誕生会にも保護者の参加を勧め、子どもの成長とともに喜ぶ機会をつくっています。
- 子どもの苦手な野菜を使った献立を保育参加会に提供して保護者に試食してもらったり、毎日献立の中の食材を提示して子どもたちが見て触れる環境を作るなど、食への関心を深める取り組みをしています。

◆ 特に改善を求められる点

- 全体として規程やマニュアル類の策定年月日と発効日、改訂履歴がなく、文書や会議録等の保管の規定、引き継ぎ文書等が整備されていません。
- 各種マニュアルは整備されていますが、作成の経過や承認の仕組みが不明確です。また、定期的な評価・見直しの仕組みが確認できません。
- 客観的な基準に基づいた人事考課制度が実施されていません。
- 事業計画は保護者に対して配布されておらず、説明の機会もないため園の意図を理解してもらうための取り組みとしては不十分です。
- 虐待防止に関しては、研修の機会が少なく、虐待予防に努める体制づくりが十分とは言えません。
- プライバシー保護について、保護者に対しては毎年資料を配付して説明を行っていますが、職員への周知は不十分です。
- 苦情解決の体制が整備され、苦情解決の記録は適切に保管されています。また、その内容は保護者にも伝えられていますが、苦情申立者への回答の仕方は十分ではありません。
- 相談援助の困難な場合、責任者を決め柔軟に対応していますが、対応マニュアルは十分ではありません。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受審したことで、保育園全体を見直すことが出来ました。全職員自己評価を行うことで、職員一人ひとりが意識をして、保育サービスの内容を振り返り、課題を見つけ取り組むことができました。

今後、評価の結果を参考に、足りていないところ、記録の必要性等を検討し、資質向上につなげていきたいと思います。

保護者からの意見や要望を真摯に受け止め、地域に根ざした園づくりに努めいきたいと思います。

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象Ⅰ</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 理念や基本方針が明示され、経営書、パンフレット、ホームページ等に記載されており、基本方針は職員の行動指針となるものとなっています。 • 理念や基本方針は、職員、保護者に配付はされていますが、周知と継続的な取り組みという点では十分とは言えません。
<p>2 計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 中・長期計画は、外部環境特性や組織内部環境特性などの優先度を踏まえ作成されており、事業計画に反映されていますが、作成日（発効日）、改訂履歴が未記載です。 • 事業計画作成は主任、副主任、中堅、新人の代表職員も参加し、組織的に行われていますが、作成のプロセスの記録は残しておらず、達成状況など評価・見直しの時期等が定められていません。 • 事業計画は職員には配付されていますが、説明はしておらず理解を促す工夫は十分とは言えません。また保護者に対しては、閲覧可能な状態となっていますが、配付はしておらず、園の意図を周知する取り組みは十分ではありません。
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「園長の心構え」という文書にて明文化されており、パンフレット、ホームページ等でも表明されていますが、職員会議、行事等での記録は確認が取れず、職員への理解の促進の取り組みとしては十分とは言えません。
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 市の園長会や地域の現状について協議会に出席したり、福祉事務所と連携をとったりする中で、事業経営を取り巻くニーズの把握が行われています。 • 毎月開催される管理会議にて経営状況の把握・分析を実施しています。 • 公認会計士による経理状況についての指導や外部監査を受け経営改善に取り組んでいます。
<p>2 人材の確保・養成</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 必要な人材について、法人が一括管理をしていますが、園として具体的な人事プランはありません。 • 職員の教育・研修について基本姿勢が明示されています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の個別研修表があり計画的に研修が実施されていますが、内容や機会は十分とは言えず、特に非常勤職員については顕著となっています。 ・職員に対して自己申告書による自己評価や園長との面接等は実施していますが、人事考課制度は導入されていません。
3 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止マニュアル、事故防止チェックリストや感染症対策マニュアル等が整備されており、事故報告書等により職員間で情報共有ができています。また、園内研修にて危険予知トレーニングを継続的に実施しています。 ・防災訓練も毎月実施されており、年2回は消防署の協力も得られ、一緒に訓練が行われています。 ・マニュアル等は整備されていますが、発効日（年）の記載がなく、いつから運用されているのか不明です。また、定期的な評価・見直しの記録がなく改訂履歴も付されていません。 ・虐待に関する研修は実施されておらず、取り組みとしては十分とは言えません。 ・傷害保険に加入し、想定されるリスクに対し事故補償に備えています。
4 地域との交流と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する特別養護老人ホームや地域住民との交流を積極的に行い、民生委員・児童委員との連携もとれています。 ・一時保育、子育て支援、育児相談、地域活動室の活用などの実践を通して、園が有する機能を地域に還元しています。 ・ボランティアや中学生の職業体験などの受け入れも積極的に実施されています。
評価対象Ⅲ 1 利用者本位の福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの興味・関心をひく遊具を設置し、年長児クラスを1階に配置するなど、子どもたちが自発的に園庭に出て遊ぶ工夫をしています。 ・保護者からの要望に応じて、保育参加会では保護者も、子どもたちの苦手な野菜を使った献立の給食を食べる、レシピを用意するなど、保護者の食への関心を深める取り組みをしています。 ・沐浴前後の子どもの健康状態のチェックを行い、安全に沐浴ができる体制はありますが、沐浴室の保温機能が十分ではありません。 ・相談援助の困難な場合について、責任者が決められており、柔軟に対応していますが、対応方法のマニュアルは十分ではありません。 ・子どもの誕生会に保護者の参加を勧め、保護者と保育者がともに子どもの成長を喜ぶことができる取り組みをしています。

<p>2 サービスの質の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保育園として自己評価を行い、分析結果を職員に説明し事業計画に載せていますが、改善策や実施計画は不十分です。 • アレルギー疾患をもつ子どもに対して、誤食を防止するためにきめ細やかな配食手順を定め、エピペン所持についての対応マニュアルを策定しています。 • 小学校入学後の生活の見通しがもてるよう、卒園児とその保護者に小学校生活についての話をしてもらう時間をつくっています。 • 子どもたちの興味を引き出すとともに、子どもたちが自発的に片付けられるよう、保育室の絵本や玩具は子どもたちの手の届く所に置かれています。 • 一時保育は通常保育の子どもたちと同じ保育室で保育を受けており、保護者への連絡や保護者とのコミュニケーションは丁寧に行われています。 • 利用者に関する記録管理の責任者と保管については決められていますが、記録の廃棄に関する規定はなく、守秘義務の順守についての職員への取り組みは不十分です。
<p>3 サービスの開始、継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ホームページの公開、市役所へのパンフレットの配置、見学者への丁寧な対応等、利用希望者に対して適切に情報を提供しています。 • 保育サービスの開始にあたり、「たのしいほいくえん」という資料を作成して説明していますが、料金に関する同意は書面で残していません。 • 保育サービスの変更に関する手順と引継ぎ文書は定めていません。保育サービス終了後の相談方法や担当者についての説明が不十分です。
<p>4 サービス実施計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保育計画の作成についての説明を保護者に行っていますが、その説明と同意を得るための手順のマニュアルはありません。 • 保育過程に基づく指導計画が、子どもの発達過程や状況に即して作成されています。 • 保育実践の振り返りは保育の改善に活かされていますが、指導計画の見直しの仕組みは十分ではありません。

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
①	理念が明文化されている。	A
②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
①	理念や基本方針が職員に周知されている。	B
②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	B

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
①	中・長期計画が策定されている。	B
②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
①	事業計画の策定が組織的に行われている。	B
②	事業計画が職員に周知されている。	B
③	事業計画が利用者等に周知されている。	C

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	B
②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	A
②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	B
	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	B
	③ 外部監査が実施されている。	A

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	① 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
	② 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	B
	③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	C
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	B
	③ 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	A
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A
	② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	B
	③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B
	④ 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	B
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
	① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	B

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	B
	② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	A
	③ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	B
	④ 発生した事故を把握している。	A
	⑤ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	B
	⑥ 安全確保の取組は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	B
	⑦ 事故補償（賠償）を行うための方策を講じている。	A

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	① 利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
	② 施設が有する機能を地域に還元している。	A
	③ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 必要な社会資源を明確にしている。	B
	② 関係機関等との連携が適切に行われている。	A
	③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	B
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	① 地域の福祉ニーズを把握している。	B
	② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	B

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	A
	② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	A
	③ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	A
	④ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	B
	⑤ 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	B
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	A
	② 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	A
	③ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	④ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	A
	⑤ 沐浴・清拭時の快適性に配慮し、安全に沐浴できる工夫がなされている。	B
	⑥ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	A

	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	B
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
	⑤ 相談援助の困難な場合についての対応方法がルール化されている。	B
	⑥ 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	A
	⑦ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	B
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	B
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	B
	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	B
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている。		
	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	② 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	B
	③ アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑥ 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑦ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑧ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑨ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	A

Ⅲ-2-(5)	子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。	
	① 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(6)	特別な保育への対応や配慮が行われている。	
	① 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 一時預かりは、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	A
Ⅲ-2-(7)	サービス実施の記録が適切に行われている。	
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	B
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	B
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	B

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1)	サービス提供の開始が適切に行われている。	
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	B
Ⅲ-3-(2)	サービスの継続性に配慮した対応が行われている。	
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1)	利用者のアセスメントが行われている。	
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。	B
Ⅲ-4-(2)	利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	
	① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	B
	② 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	B
	③ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
	④ サービス実施計画を適切に策定している。	A
	⑤ 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	B